

we  
CAN  
NAVIGate  
you

あなたを守る制度があります  
あなたを守る人がいます

笑顔のためにできることのすべてを

# かなびの丘 だより

第33号

2024年1月1日発行

renewal

特集

第三者評価

報告

金銭管理コーディネーター養成研修

金話

金融教育

コレ読み

『ブラック支援 狙われるひきこもり』/高橋淳著



履中天皇陵古墳（地上 桜）堺市提供

NPO かなびの丘では、自分でできることは自分でやり、できない部分をサポートする支援を行っています。これを法人名になぞらえて、できることをナビゲートする“CAN NAVI”と表現しています。本紙は、本人や家族、関係者と社会とを双方向に結び、自分らしく生きていくための権利擁護社会の構築に向けて“CAN NAVI”していくこと目指しています。

# 特集

## 第三者評価

かんたろう(以下「かん」): なびすけオジサン!

先週、授業で「福祉施設」のことを勉強したよ。その中で「第三者評価」って出てきたんだけど、あまり詳しい説明がなかったんで、何のためにするのか?どんなふうにするのか?とか、もう一つよく分からなくて。昔っからあったの?

なびすけ(以下「なび」): そうか、じゃあ説明しよう。

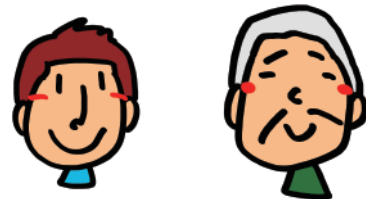
正式には「福祉サービス第三者評価制度」と言うんだ。平成16年にスタートしていて、なんで始まったのかはちょっとメンドクサイ話になるけど大事なことから辛抱して聞いてね。

かん: へえー始まってもう19年にもなるんだ。できるだけ易しく教えてね。

なび: 以前はね、福祉施設っていうのは、「社会福祉法人」という特別なところでないと作ったり運営したりできなかったんだ。そして、施設に入るのはすべて役所を通してで、どこに入るかも役所が決めていたんだよ。「措置制度」っていうんだけど。

かん: ビックリ! 選べなかったんだ。

なび: それに、今みたいに地域に出て暮らすことが当たり前というのではなかったし、暮らせる場所やそのための制度自体も十分じゃなかった。だから、施設に入っても出ていく人がほとんどいないので一杯になって、入るのもなかなか難しくなっていたわけ。一つの施設で何十人もの入所待ちというのがフツウという…。で、ようやく国が動き出したのは、平成9年からの「社会福祉基礎構造改革」というもの。戦後から50年間ずーっと変わらず「社会福祉事業法」という法律に基づいてやってきてたんだよ。



NPOかなびの丘の事業紹介の第3弾「第三者評価」です。今回は、[かんとろう]と[なびすけ]のやり取りを聞いてもらうことにします。話が弾みすぎたので、2回に分けさせていただきます。

---

かん：それで、国はどんなふうに改革しようとしたわけ？

なび：いくつかのポイントがあるんだけど、一つ目は、措置制度ではサービスを利用する側と提供する側とが対等の関係とは言えないので、「契約」という形を採入れようということ。二つ目は、地域での支援をもっと拡げていくことと、さまざま幅広い支援を用意するためには、数も種類も社会福祉法人だけでは足りないの、いろんな事業者が福祉の事業に入って来れるようにする。このことに関わるんだけど、三つ目、提供されるサービスの質が信頼と納得が得られるレベルと効率の向上が図られなければならないこと。そのためには、事業者は情報の公開によって透明性を確保されるべきだというようなこと。できるだけ噛み砕いて説明したつもりだけど、メンドクサくなってきたかな？

かん：ウーム、なんとなく分かったような……。で、それが、第三者評価にどう結びつくの？

なび：平成12年に、半世紀変わらなかった法律を「社会福祉法」という名に変えて、さっき言ったポイントの改革の内容を78条に盛り込んだんだ。この年を「福祉元年」と呼んだりしたね。それで、平成13年の5月に「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について」という、長ったらしい名前の「指針」が国から通知として出されたの。この時はまだ、国は指針で基本的な考え方だけを示しただけで、具体的な進め方は各都道府県などに任せただけで、案の定バラツキが出てきたんで、平成16年5月にあらためて指針を出して、今のような標準的な恰好のものとしていったので、この時点が事業のスタートの時と言っていいのかな。

かん：まあまあなんとなく制度や事業の成り立ちは分かったような気がするけど、次は、

第三者評価の中身について教えてくれる？

なび：ゴメンゴメン、前置きが長すぎたかな？でも、第三者評価事業自体の意味というのは、基礎構造改革の目的そのままと言ってもいいぐらいだからね。しっかり理解してほしいな。それで、第三者評価というのは、当事者以外の公正・中立な第三者によって専門的で客観的な立場から評価を受けるということだから、「外から求められたもの」という感じが強いけど、実は、サービスを必要とする多くの利用者に選ばれる「より良いサービスの提供者でありたい」という事業者側の意思が基本にないといけないんだよ。これ、分かるかな？なので、第三者からの評価を受ける、「受審」という言い方するんだけど、その前には必ず、みずから同じ視点で「自己評価」をすることになっているんだよ。

かん：そうなんだ。評価の基準って、どんな施設(事業所)も、みんな同じ内容なの？それと、福祉事業をしているすべての事業所が必ず受審しないとイケないの？どれくらいの間隔で？で、受けないと何か罰則があるの？

なび：大きくは、児童福祉分野(保育所など)、高齢者福祉分野、障がい福祉分野、その他分野(救護施設など)と、社会的養護関係の5つに分けられて、利用者も支援の目的も違うわけだから、もちろん評価の項目も違ってくるよ。ただ、運営面のことなんかは、大体同じだけどね。それと、すべての施設や事業所が必ず受けなければいけないことにはなっていないけど、国はできるだけ受けるように奨めている。そして、児童養護施設や乳児院など5種類ある社会的養護関係施設については、平成24年度から3年間に1回は必ず受審することが義務づけされているんだ。

【次号に続く】

## 事業報告

### 2023 年度前期

2023年度前期の活動をご報告します。

なお、最終の事業報告と表現や数値が異なる場合があります。

#### 成年後見 事業

- 新規受任者は成年後見類型2人、終了者は7人（死亡6人、交替1人）となりました。
- お亡くなりになった方の相続支援が3件続きました。本来は業務外ではありますが、相続人より依頼を受け、専門家と連携しながら対応しました。

#### 自立支援 事業

- 新規契約者は11人で、内訳は5人が在宅者、5人が施設入居者、1人が病院入院患者となっています。終了者は6人で、すべて死亡による終了です。
- 死後事務委任の相談が増加しています。新たに2人と契約を行い、うち1人は契約に基づき死後事務を執り行いました。

#### 第三者評価 事業

- 評価実施は障害分野の2件のみでした。例年評価実施は年度後半に偏りますが、今年度も後半に20件以上の実施を予定しています。
- 8月に第三者評価調査員の意見交換会を開催しました。個別に活動（評価調査）している調査員が、日頃の悩みや思いを共有し、有意義な研鑽の機会となりました。

#### 人権啓発 事業

- JKA 補助事業以外では、専門学校で権利擁護についてゲストスピーカーとして講義を行いました。
- 大阪府内で成年後見活動を行う団体の連携プラットフォーム・大阪法人後見協議会の設立に参加しています。

## おかねのおはなし 金融教育 / 金銭管理教育

日本の金融リテラシーは遅れているとよく言われます。金融リテラシーとは、経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力のことを言います。欧米ではすでに学校教育の中で金融教育が行われています。日本でも2022年度より高校の家庭科で「資産形成」が加わり、株式や債券など金融商品の基本を学ぶようになりました。また、2024年1月よりNISAが新しくなりました（ジュニアNISAは廃止となるため、未成年はNISA口座を開設できません）。金融リテラシーがますます必要とされるようになります。

自治体においても金融教育が進められています。泉大津市では民間企業と連携して、体験型教育イベントを開催しています。

金銭管理サービスを提供していて、収支バランスを理解していない、安易にお金を借りるなど金融教育の必要性を感じる場面もあります。

金銭管理能力は社会経験を積んでいく中で自然と身につくものではありません。お金は生活を営む上で必要なものですから年齢も関係ありません。“問題が生じていない”＝“管理できている”ではないのです。

「自分はできている」と思ってしまうと、学ぶ機会を失ってしまいます。金融商品は常に新しくなっています。何事も知って対応するのと知らずに対応するのでは結果が違います。少し意識するだけでも見え方は変わってきます。ファイナンシャルプランナーに相談するだけでも気づきがあるかもしれません。

# 助成金活動報告



公益財団法人 JKA から補助金をいただき、適切な金銭管理サービスの仕組みづくりや普及に努めています。

## 「金銭管理コーディネーター養成研修」を開催します

以前調査した結果、施設の約半数で利用者向けの金銭管理サービスを提供していること、その多くでサービス提供に不安を抱えていることが分かりました。サービスを受ける側も提供する側も安心して利用できる環境を整備する必要性を感じていました。そして、金銭管理サービスに精通した「金銭管理コーディネーター」の配置することで少しでも不安が解消するのではないかと考えています。

この金銭管理コーディネーターは施設における利用者の預り金もしくは通帳等の保管・管理を適正に行うとともに、提供者のリスクを軽減し継続的に支援が実施できる体制やしぐみ、担当者の知識・スキルの向上を目指すものになります。

日程：3回シリーズ

①1月26日(金) ②2月1日(木) ③2月20日(火)

時間はいずれも13:30～17:00

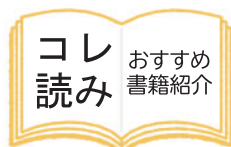
会場：堺市産業振興センター セミナー室3 (4階)

講師：弁護士、ファイナンシャルプランナー、施設管理者、  
金銭管理実務者等

費用：無料

定員：20名(先着順)

※お申し込みは当法人事務局まで



コレ  
読み

おすすめ  
書籍紹介

## ブラック支援 狙われるひきこもり

高橋 淳 / 角川新書

本書は「ひきこもり」を題材として、引き出し屋のトラブルを軸に話が展開されていく。引き出し屋とは、親がひきこもっている子の将来を考えて、強制的に自立プログラムに参加させる業者を指す。本人の同意がないままに無理やり自部屋から連れ去られてしまうこと、その費用が1千万円を超える高額となること、適切な支援が行われていないこと等様々な問題を抱えている。本書はひきこもっている本人、その家族、支援者、そして業者の主張も丁寧に綴っていく。社会への警告も。

成年後見制度においても、似たような景色が広がっているように感じる。本当の支援とは何なのかを考えるヒントが隠されているようにも思えて一気に読み終えてしまった。

著者が新聞記者であるためか、読みやすい文章となっており、場面展開(章立て)も工夫されている。内容は非常に重たいが、理解が深まる一冊となっている。

### 【目次】

- 第一章 熊本への旅
- 第二章 狙われる「ひきこもり」たち
- 第三章 なぜ頼るのか—孤立する家族
- 第四章 熱血救済人—持ち上げるメディア
- 第五章 望まれる支援とは
- 第六章 思い出
- 第七章 裁判—それぞれの戦い
- 終章 タカユキさんはなぜ死んだのか



# イシノウエ

いしのうえ

青い外壁がおしゃれなパン屋さんがなかもずにあります。一見すると雑貨屋のようであり気にはしていませんでしたが、ある日前を通るとおいしそうな香りが…。店前の看板をよく見てパン屋だと分かりました。聞いてみると、近所の常連さんだけでなく遠くからも訪れる人も多い人気のパン屋のようです。

店内は客が2～3人入るといっぱいとなってしまふほど、こじんまりとしています。そして、棚には焼きたても含めて、季節の食材を使用したパンから定番のパンまでたくさんのパンが並んでいます。また、天然酵母で作られていて、添加物、ショートニングやマーガリンは使っていないそうです。



「イシノウエ」  
堺市北区百舌鳥梅町 3-10  
11:00 ~ 19:00 定休日 月・火  
※イトインはできません

## 一緒に活動しませんか

私たちの思いに賛同し、一緒に権利擁護活動に取り組んでいただける仲間（賛助会員）を募集しています。

ゆうちょ銀行 00920-4-251151 特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

## ご寄付のお願い

経済的な理由で成年後見制度の活用や財産管理サービスの利用を諦めることのない社会の実現のためご寄付をお願いしています。

マスクをしない日常生活が戻り、大阪を訪れる外国の方とすれ違うことも多くなりました。観光地や繁華街に近い電車の中で、体格の良い外国の方々に囲まれてしまうことがあります。その状況で様々な外国語を聞いていると、それだけで外国に行ったような気分になって少し楽しいです。(溝江)

## 特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

発行者：白土 隆司 / 編集者：北中 大輔

〒591-8032

大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1

TEL.072-255-6336 FAX.072-205-5050

E-mail info@kannabi.jp

U R L http://kannabi.jp

笑顔のためにできることのすべてを

